

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷(十二第)

行發日一月四年四和昭

## 論叢

醫師と營業課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 講演

長崎の機船底曳綱漁業と金融情況 . . . . . 法學士 長谷川安次郎

## 說苑

フランスの新貨幣制度に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

英蘭銀行の成立及び發展過程に就て . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎

大阪爲替會社の業績 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

最近の諸國幣制改革の傾向 . . . . . 經濟學士 島 本 融

## 雜錄

京都府に於ける士卒の歸農商に就て . . . . . 經濟學士 堀江 保藏

英國新聞界のコンツエルン . . . . . 經濟學士 磯部 喜一

國際統計協會と國際聯盟 . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(禁轉載)

講演

長崎の機船底曳網漁業と其の金融情況

長谷川 安次郎

一 漁 法

海洋に乗り出だすところの漁業には、船が先づ問題と爲る譯であります。尤も漁業で無くとも沖は船が無くては何事も出来ぬことは言ふ迄も無いが、釣、曳網、敷網、何の方法に依るを問はず、先づ大型なり小型なり必要程度の船を用意せねばならないのであります。現今長崎での主たる漁業は、大正十三年を劃期とし、以前「レンコ」延繩漁業と稱して、一隻の親船に數多の小船を積み込んで漁場に出掛け、而して小船を卸して之に乗り、釣の一種たる漁法に據つたものを改めて機船底曳網漁業と云つて、曳網の方法に依る様に爲つたものでありまして、爾來其作業に必要とせらるゝ一組(二隻)の機船を用意せなければ出来ぬことに爲りました。延繩當時に比べますると積載小船の必要は無く爲つたけれ共、當時の親船以上の機船二隻を必要とする以上、確かに單位の規模を大きくしたものであり、従て夫れ丈多くの資本を要することに爲つたのであります。

船の大きさは縣の制限がありまして五十屯を越ゆることが出来ませぬので、大概制限程度のものを使つて居る様であります。借て此の型のものを杉材で造りまして、一隻に付船體丈で建造費約七千圓内外を要し、更に曳網に適する程度の曳力がなければ作業が出来ぬので可なり強い動力を据付けるのでありますが、動力は大概石油發動機で馬力は八十馬力、一馬力百圓で詰り八千圓を要する。尤も最近は「ディーゼル、エンジン」を据付ける向もあつて、之に依ると一馬力百七十圓位で多少高價ではありますけれど、燃料が非常に少なくて済み結局は随分の經濟に爲るのであります。然れば近き將來には「ディーゼル、エンジン」に總て改まる時は無いかも考へられます。一隻の船體に發動機を据る付けて既に一萬五千圓を要し一組と云へば前述の通り二隻ですから都合三萬圓を要する次第であります。また夫れ丈では出漁は出来ないのであります。別に船具を備へ漁具を積込み、乗組員の食料、魚用水、同函、石油其他を積込んだ上で（之を仕込と言つて居ります）始めて愈々出漁の段取に爲るのであります。夫れ迄には彼是少くとも一組に付年額四萬五千圓を掛けねばならぬ有様で、元入も容易なものではない。

## 二 問屋の投資

機船は問屋が自己の資本を以て——以前は何うか知りませぬが、現在のところ問屋で此の資金を他から借入れて居る模様は見受けませぬ——建造して之を船頭に支配せしめるのを通常と致します。問屋は漁業經營者であり又同時に資本家でもありまして、長崎では此の種問屋は山田吉太

郎、林兼商店(會社支店)、森田友吉、高田萬吉、平漁組(會社)、宮永卯三郎、藤中新七の七名が其の主なるもので各其の所有船數は大略山田吉太郎六十隻、林兼商店七十隻、森田友吉三十隻、高田萬吉二十隻、平漁組二十隻、宮永卯三郎八隻、藤中新七八隻都合二百二十隻足らず、此外二十隻位は小經營者の分がある見込ですから、漁業期節には新造新仕込の機船許りと假定すれば、ざつと五百四十萬圓の資本が下される計算であります。

### 三 船 頭

船には船頭と言ふものが居りまして、船頭の下に各船毎に其の雇人たる船長以下乗組員十名位の者が配屬して居ります。尤も中には船頭自ら船長を兼ねるものがありまして、此場合船長を兼ねる船頭は勿論漁撈に従事しますが、船長を兼ねざる船頭は漁撈に従事する事はありません、俗に之を陸船頭(りくせんとう)と稱して居ります。船頭は何れも漁師の出身であつて特に其の道の達者であります、資力の有るものは極めて少く、多くは受持たせられたる機船を單に支配するに止まるものであります。中には自己の資金を以て機船を所有して居るもの、又は一部分資金を出して問屋と共同所有をして居るものが無いではないが、斯の如きは至つて稀であります。ところで、此の機船の耐久年數であります、九年間も使用する内には——修繕は隨時之を施して——其の用に耐えない様に爲ります。此の減價の損失は當然所有者の損失に歸するものでありますが、一時は所有者でありますところの問屋と船頭との間に債權關係を生せしめて居つたこともあります。之は其

の間屋が船頭に機船を支配せしむるに當りまして、船頭に賣渡しの形式を整へ其の代金を貸金に整理を致し、其の貸金の擔保として其の機船を扱ひました時がありまして、其の關係上斯の如き債權關係を生ぜしめたものであります。即ち船を買取る船頭に付ての一部分の例でありまして、船頭で技備が有つて豊漁を續けるのに爲りますと、船を買取るものも出て來るのでありまして、其の場合の爲に途を開いた約束を締結してある向もあります。然し豫期する程に成績の良いのは極く稀であります。

## 四 仕 込

曩に仕込の事に付て一寸言及致しましたが、問屋は右の關係の外に仕込と稱し各船の毎航海必要とする物品等を其の都度提供する仕事を掌つて居ります。此仕込は問屋の資力に俟たなければ出來ぬ譯のものでも無いのですが、一組位を支配して居るに過ぎない船頭が自分で仕込をするのでは、問屋の多數機船を所有して一時に多數の用品を買入れて仕込をするのに比較しまして遙かに歩方が悪い爲に、換言すれば仕込用品の値段が高價に當る（後述の歩戻のことを考へるの外に置きましても）爲に自然問屋の仕込を受くる事が便宜とせらるゝ様に爲つて來るのでありまして、又問屋にしてみれば、此の仕込が船頭との間柄を一層密接にさせるものであつて種々の點に好結果をもたらす契と爲るのであります。仕込物品は石油（發動機用）函（魚函）網等の漁具、「ソイヤ」等の船具、食料、水（魚保存用）其他諸種の雜品であつて、代金は合計で一航海に付一組で二

千圓内外迄、而して仕込は毎航海に當つて爲さるゝものであります。仕込品の購入は大概船長が船頭の代理を以て直接各商店から致しますが、其代金は今云ふ通り問屋が支拂ふのでありますから、それで問屋は船長の認印が無い品物代金は一切支拂はぬことにしてある。然し偶には船長と商人との通謀に依て代金の誤魔化しに掛るものもある相であります。而して之等一般商人と問屋の間の仕込物品の取引は、一般の夫れと異なるどころが無く多くは掛取引ですが、之が決済の時には聊か趣を異にして、歩戻の方法を採つて居ります。其の歩戻は問屋の收入たることを言を要しませぬ。歩戻は任意爲さるゝものであつて一率に何分と言ふ様には定まつては居らず、店に依り又其の物品の如何に依つて異ひますが、大體石油は豫定消費量を約定があり實績が此豫定量に達したものに付ては一屯當如何程。氷は總て元の日東製氷（今の大日本製氷）が提供して居ります。之も消費量の多寡に依て若干の相違はあるが、毎屯一圓位かと聞いて居ります。氷の歩戻に付ては面白い話があります。由來日東製氷（今の大日本製氷）の長崎工場は成績が良くて其の弗箱だと迄云はれて居るのですが、其れを見透してか時々問屋は聯合して氷の値下を提唱しました。之に應じなければ當方で氷の製造を始めるとか中々手強く談判に及ぶ。夫れが會社には甚だ強くこたへて値下させない迄も歩戻を増すとか、又は別に降參金を出して和談を申込んで來るの、問屋側にして見れば當初からの目的は其處であり、二つ返事で之を諒解すると言つた事がよく有るので、兎に角大日本製氷も此處では全く頭が上らぬ次第であります。夫れから其の他の物品は五分位の様に聞いて居ります。尤も問屋に依ては競争入札で購入を爲すものもありますが其

の場合には歩戻は無い。

## 五 航海と其の漁獲高

今迄に述べた處は問屋の資本家的職能方面であります、問屋は又販賣の業を爲すものであつて、即ち漁獲物を賣捌くものであります。元來大正十四年頃迄は出漁機船出港の日から歸港迄の一航海二十日内外かゝつたもので、漁期節中に——漁期は九月に始まり五月六月に終る——十三航海したものですけれ共、最近では一航海に二十四、五日もかゝる様に爲つたので、漁期中十航海しか出來ぬ様に爲つた。夫れは何故であるかと云へば、大正十四年頃迄は漁場が支那東海であつて(東支那海のことです)可なりの豊漁を擧げ得たものであつたのが、漸次不漁となり漁場の南漸を餘儀なくせられ、其の上充分の成績を擧げ得ざる實情にあるからでありまして、そんな理由で問屋の取扱ふ漁獲物も随分減少し來たつた。それでは最近どんな漁獲高を示して居るか云ふに、本年の漁期は前年の漁期に比べて一般に良い方であつて、一航海平均四千五百圓程度である。四千五百圓あれば問屋では其の一割の間屋口銭が取れ、仕込品代の回收も出來船價の償却も出來る計算に爲り、船頭も亦生活に困らぬ位の配當にあり付けるので、詰り關係者悉く可いと言ふことに爲るのであります。(次項参照)

## 六 漁獲高に關する計算

此處で一吋漁獲高に關する計算方法に於て述べなければならぬ。此地方の計算慣習は、漁獲金高の中から先づ其の一割額を問屋の手數料として問屋に於て取得し、其の殘高中より仕込品代（歩戻をせざる價格に依る）を問屋に於て引去り、其の殘額の六分を問屋に、四分を船頭に配當することに致して居ります。問屋では六分の内から船の定期修繕を爲したり等して其の殘額は利益に爲るのであります——尤も以前には漁獲高から問屋手數料、仕込品代を控除し、更に漁獲高の一割八歩を問屋に於て取得した残りをも四分（船頭）六分（問屋）に分配し、右の一割八歩と六分との取得中より問屋に於て定期修繕、初航海費用等を負擔したものです。今では一割八分の取得は之を廢止し、其の代りに初航海の費用に於て、多く船頭に負擔せしめることに改められて居ります。——然し漁獲高が四千五百圓もあれば誠に結構ではあります。それでも大正十三、四年頃の一航海、多いのは一萬圓を超へ少くとも七千圓平均八千圓にも爲つて居つた黄金時代に比すれば心細い次第で、然し昨年の様には平均三千五六百圓位の成績で、毎航海欠損を續けたのに比ぶれば、又そんなに憾を云ふべき程度のもでも無からうと思ふ次第であります。漁獲金高に關する計算方法は、大體右の様にならざるものであります。多少此間に疑問を生じますのは、漁獲金高に依つて換言すれば、出來高に依つて問屋より賃金の支拂を受けるところの船頭なる者は、一體問屋の雇人と言つた方であるか何うかと言ふ事柄であります。問屋側の者に聽きますと雇人であると言ふ。然し乍ら最低給料の定めのない船頭であります。極度の不漁の際には何等給料を與へられない。其の際に於て若し船頭の手許不如意の場合には、問屋等より金錢の融通を受け



なければならぬ。或は機船仕込の食料を以て、生活を補助して居るのでは無いかと言はるゝ人が有るかも知れませぬが、此食料仕込の事に付ては、先程御話し申上げました様な漁獲金高の計算方法で、船頭に於て四分六の配當を受ける前に問屋に於て回収をして終ふのであり而して、若し之が回収出来ない場合には、船頭に對する貸金として整理せらるゝのであります。此點から觀ましても仕込食料の負擔も亦船頭であつて、最低給料と言ふものが無い。問屋と船頭との間に近時作成せられたる契約書を読みますと、確か補助と言ふ名義で、最低給料の如きものを與ふる様な規定があつた様ですが、事實は然う言ふ補助も亦船頭に對して貸金として整理されて居る様に思はれるのであります。其の他航海毎の仕込(單に食料に限らず)の負擔及船長以下船員の者に對する給與は悉く船頭の責任に歸着する。寧ろ請負であらうと存じて居ります。

## 七 魚類の賣捌き

借て斯くして獲られ來つた魚が問屋の手に依て陸に水揚せらるゝのは、多く未明であり速急を要するものですから、多數の仲仕で短時間に行はれるのであります。此の仲仕も多數使用する問屋になると、其の貸金も中々少額ではありません。而して此水揚せられた魚は、直ちに長崎市内に居ります數名の仲買人に賣捌かれ(問屋で仲買人を兼ねて居る向もある。林兼等)買受けた仲買人は之を地廻り陸揚場の直ぐ横迄來し居る鐵道線路に依て東京、大阪、新潟邊迄も、向々を見計つて發送を致すのであります。發送の方法は特別冷蔵貨車で氷詰を以て致し、其の取扱は合

同運送會社が一手で之を扱つて居ります。何様特別扱品で従て運賃も中々大したもので、運賃の計算は毎月分を一纏めにして計算せられて居るが、一時に支拂ふのに困難することが時々あるらしく、然れば驛納金が後納にせられて居る爲に少からぬ便宜を受けて居る様であります。

## 八 問屋に對する金融

斯くして發送せられた魚が、到着地で賣捌かれる迄には若干の日數を要し、其の上で到着地の間に代金の授受(電信送金決済)が行はれる譯ですが、長崎の問屋では、船頭の計算や什込品の支拂や即時に爲さねばならぬ性質のものがあつて、其の若干の日數が中々待てないと斯う申して居りまして、其の間其の金融を付ける爲に長崎魚類仲買株式會社、云ふ金融機關が設けられてある。此金融機關から金融を受けるのであります。偕て何んな方法で金融を付けるかと云へば、問屋は水揚した魚を仲賣人に賣込むと、直ちに其の明細を右會社に届出で即時に會社から代金を受取る。而して會社は又三日の期限を付して之を仲賣人に請求して回收を計るのであります。株主は主として漁業關係者である問屋、仲買等でありまして、魚の陸揚場に設けられて居ります。會社は相當の手數料を徴して(即ち金利に相當するものですが非常に低利の様であります)居ります。仲買人等の不拂賣掛金(仲買人から云へば買掛金)は會社の損失に歸する譯で一吋危険味は有る。然し會社の成績は上等の様であります。

## 九 問屋の優越的勢力

一寸横に話が外れましたが元に復て、問屋は會社から現金を受取れば前述の仕込品代、手数料一割並に四分六の配當其の他船頭に對する一時融通金等を引き去り、船頭に渡前丈を支拂ふのでありまして、尙引去り分に不足するときは次の漁獲代金で精算することになるのですが、毎年六月（漁業終了期）には切上と稱して船頭との總計算をしますので、其の時には仕込品殘品でも何でも一切合切計算に立て、仕舞ふのであります。然し其の折に船頭に對する貸分が残つて居れば、中々回收が出来ない。それは前に述べた様に、船頭は多くは裸一貫であつて、就中貸前の残る様なのは不漁の結果に依るものであるからである。

實際船頭以下の収入は、豐漁の時は相當に廻るが不漁の時は話にならぬ程悲惨なものでありまして、或る問屋の統計に依れば最近で船頭年三千圓位、船長は月五十圓乃至六十圓、船員になると月十八圓乃至二十圓位であつて、中々之れだけでは生活が出来ぬ位で、船頭は右の收入中から部下の船員に相當生活の道も講じてやらなければならぬ立場にあるものですから、部下の者に對する右の分配をしまして尙色々世話を見る。従つて三千圓と云ふても實際手許には僅かの收入になつて仕舞ふので、時に問屋に金錢の融通を受けることがある様な状態で、然ればこんな實情をよく承知して居れば貸前が回收出来なくとも、人情から問屋で之を強制回收も出来ない、詰りは貸倒として處分する場合も尠く無いのであります。況んや四分六の配當にも有り付けない程に

不漁の時は、船頭自身に於て既に金が無い、従つて全員融通を受けなければならぬのである。私は曩に「魚が到着地の問屋で賣捌かれる迄には若干の日數を要し、其の上で代金の授受が行はれる譯ではあるが、長崎の問屋では船頭の計算や仕込品の支拂や即時に爲さねばならぬ性質のものがあつて、其の若干の日數が中々待てないと言ふ理由で金融會社から現金の融通を受けて船頭に對する支拂をする」と述べましたが、此支拂をするに付ては勿論漁獲金額を先づ算出しなければならぬのであります。然し乍ら、水揚の當時には果して如何程の價格を以て其の漁獲物が賣捌かれたか未だ判明致して居りませぬ。單に向々に従つて大體の賣込み得べき數量を發送したと言ふ丈のことで有つて、まだ發送の途中に在る時に於て先方の需要狀況に依りまして、送り先の變更や數量の變更をしなければならぬことも有り、又夫れ等の魚が途中に於て腐敗し又減損することも有りまして、況や不漁の時には船長は航海日數を延長しても少しでも多くの魚を獲らうと言ふ様に爲り、従て夫れ等の魚は夫れ丈け古く爲り、魚價を引下げる事に爲るのであります。斯う言ふ關係上、船頭に對する支拂は、問屋仲買と先方との間の實際の仕切金額に依つた場合に比して多少の相違を生ずることは免れないのであります。此相違の金額を下駄と言ひまして、問屋は自己の商人的企業的立場及資本主的優位の地位よりして自己の利益の様に船頭に仕切る、即ち魚を比較的安價に見積りまする關係上、此下駄は問屋に依て穿かれる事が殆ど通常の事に屬し、此仕切によつて問屋が損をすると言ふ様な事は滅多に無い。船頭が逆下駄さかかを穿く等と言ふことは實に稀とするところであつて、下駄は問屋の穿くものであると言はるゝ様に爲つたのであります。

す。此下駄を生ずると言ふことが民法上又刑法上詐欺と爲るか何うかと言つたことも、一時喧し  
かつた問題で有ります。毎年六月に切上げを行ひましたが、下駄に付ては船頭との間に何等精  
算するところが無いのであります。尙下駄と關連しまして或は魚類仲買株式會社に支拂ふべき間  
屋の金利と此下駄と相殺されるものでは無いかと言ふ様に考へられるかも知れませんが、實際の  
情況は問屋に於きましては、前記一割の間屋手数料から之を支辨して居りまして、さも有る可き  
性質のものと考へます。然れば是迄縷々申述べて來ましたところに付きまして問屋及船頭の收得  
情況を大體綜合して觀ますと

(イ) 問屋の總取得は

漁獲金高(水揚の際に於ける仕切に依る)の一割

漁獲金高(右に同じ)より右の一割及仕込品代(歩戻しを控除せざるもの)を差引きたる殘額の六  
割

仕込代金の歩戻

下駄

(ロ) 船頭の總取得は

漁獲金高(水揚の際に於ける仕切に依る)より右の一割及仕込品代(歩戻を控除せざるもの)を差  
引きたる殘額の四割

と言ふ事に爲ります。

私は又、船頭に於て船を買取る場合の事に付て一寸申述べました。従前はよく論議せられた問題であります。が曩に述べました通り、船頭は最初船の所有者より船を買ひ、其の買受代金を金銭消費貸借の形式を以て整理を致し、其の船を抵當として問屋の所有名義と爲し、各航海の漁獲利益を以て其の元利の償還に當てるものも有るのですが、問屋との計算の方法上中々其の償還が難しい。

又更に私は仕込品の買取に付て船頭の買取つたものも總て問屋に於て買取つたものと云ふことを述べました。而して之が亦問屋と船頭との間に於ける密接なる關係を作る契なりと言つたのですが、曩にも一言しました様に、之亦同様船頭と問屋との計算の方法上、時に船頭に對する貸金と爲る事が有るのであります。其の他不漁の場合にも時に問屋から生活費等の金融を受け、る事が前述べました通りで有りまして、爲に船頭は假に強制回収は免れたりとしても、問屋から各般に亘て種々の拘束を受けることは事實でありまして、然かも此等の「時に」と言ふのが案外に多いのであります。

時に資本主なる問屋は船頭が郷里に有する田畑其の他を處理せむとするが様にも聞いても居りますが、詳細確實なる其の邊の話は存じませぬ。或は豊漁で船頭の手許、船長以下船員の懐具合の宜しい時もありますが、斯の如き場合は比較的尠いので、多少懐具合が宜しいとしましても、飲酒其の他の享樂に費消して終ふ様な實情に在ります。

問屋と言ふものが如何に其の配屬の船頭に對して優越的地位に在るかと言ふことに付きまして

は、大體右申述べました通であります。問屋と仲買との間に於きましても、問屋は可なり優越なる地位に在る様である。寔に長崎の此漁業に付ては問屋は其の中心的主導的地位に在るものであります。

沖賣沖買仲買と魚の發送先との取立並金融關係、公課負擔の關係に付ては茲には述べません。

## 一〇 結 言

而して現在の此漁業に對する金融は、斯の如く問屋と船頭との間の業務上密接なる關係の裡に、恰も影の形に副ふ如く行はれて居るものであつて、寔に損益計算の點より見ますれば實に複雑微妙を極めて居るものであります。或る大銀行が漁業問屋の利潤多き事を茫やりと眺めて、直接船頭に對し多額の貸付を行ひ、千金萬金の夢を見たと言ふ事實が最近に有つたのであります。其の結果は非常の辛慘を嘗めて居る實例が有ります。之は此の密接なる關係の外に在つて内部の情況を深く究めず融通せられたるに原因するものではあるまいかと思はれるのであります。

順序相前後しては居りますが大體茫やり眺めたところ右の様であります。